

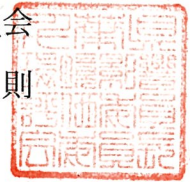
環 第 7 5 5 号

令和 6 年 9 月 2 7 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県環境影響評価委員会

委員長 菊 地 友 則



(仮称) 千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価
準備書について (答申)

令和 6 年 4 月 2 4 日付け環第 1 1 3 号で当委員会に諮問のありましたこのことについて
は、別紙のとおり答申します。

(仮称) 千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書
に対する意見（答申）

千葉県環境影響評価委員会は、（仮称）千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価準備書について、当該事業の内容及び周辺環境の状況等を踏まえ、専門的な見地から検討を行った。

本事業は、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づき促進区域に指定された海域において、千葉銚子オフショアウィンド合同会社が、最大で総発電出力403,000kWの洋上風力発電事業を実施するものであり、安定的かつ持続的な電力供給を通じて、カーボンニュートラルの実現や国内エネルギー自給率の向上に寄与することを目的とする。計画では、銚子市の沖合約2.1km以遠のおおむね水深20m以浅の一般海域に、海面からの高さ約250mの着床式（モノパイル式）の風力発電機（単機出力13,000kW）を31基設置することとしている。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）及びその周辺は、アホウドリ類、ウミスズメ類等の希少鳥類及び国内で数少ないスナメリの地域個体群が確認されているなど、海域生物等の生息環境として重要な海域となっている。また、事業区域の周辺は、水郷筑波国定公園及び県立九十九里自然公園に指定され、当該公園施設等からは、屏風ヶ浦、富士山、日の出、夕日など多様な景観資源を眺望することができる。

については、これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、本事業による環境影響のより一層の回避又は低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 全般的事項

大規模な洋上風力発電事業は、国内事例が少ないため、海外の先行事例や専門家の助言も踏まえて環境保全措置を講ずることにより、環境影響をできる限り回避又は低減すること。また、後発事業の参考となるよう、実施した環境保全措置の有効性について事後調査で検証し、知見の蓄積等に努めること。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果

（1）騒音

モノパイル打設工事による騒音について、騒音低減装置を使用しない場合、複数の地点において、評価に使用した基準値を超過すると予測されていることから、騒音低減装置による防音対策を行うなどの必要な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類

カモメ科の一種について、事業区域内のブレード回転域（高度M域）における飛翔が多数確認されていることや、カモメ類はバードストライクの発生が多い知見などを踏まえ、予測対象種に選定すること。

(3) 海域生物

モノパイル打設工事に伴う水中音による海棲哺乳類及び魚等の遊泳動物の生息環境への影響については、次に掲げる事項を実施すること。

ア 海外の先行事例や専門家の助言を踏まえ、最新の知見を基に、予測条件等を見直した上で、改めて予測及び評価を行うこと。その際、予測結果の算出方法や条件を明示するとともに、水中音の伝搬範囲を適切に示すこと。

イ 影響は、数か月にわたり、広範囲に及ぶ可能性があることを考慮して、先進的な水中音の低減装置を設置することにより、環境影響をできる限り回避又は低減すること。

(4) 景観

主要な眺望点から風力発電機が視認されることを踏まえ、周辺環境と調和するよう、風力発電機の色彩に十分配慮すること。

3 事後調査

(1) 本事業による環境影響を適切に把握できるよう事後調査の内容を具体的に評価書に記載した上で、適切に実施すること。また、事後調査の結果、環境影響が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の意見等を踏まえて追加的な環境保全措置を講ずること。

- (2) 鳥類について、ブレード・タワー等への接近・接触の状況を適切に把握できるよう、船舶トランセクト調査の回数や時期等を再検討するとともに、風力発電機へのカメラやレーダーの設置等についても検討すること。
- (3) 鳥類の生息分布等の変化を把握することとしているが、その際には、事業区域及びその周辺での忌避行動についても整理し、採餌場等の生息環境の減少・消失による影響も適切に把握すること。
- (4) 環境保全措置の実施状況を住民等が把握できるよう、事後調査の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること。

4 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、関係自治体や地域住民の理解がより深まるよう、今後も積極的に情報提供を行うとともに、丁寧の説明を行うことにより、理解の促進に努めること。
- (2) 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。

<留意事項>

風力発電機及び付帯設備の設置に当たっては、地震及び津波のほか、過去の観測記録を上回るような最近の気象現象を考慮し、安全性を十分に確保するよう努めること。

【参考】 審議経緯

令和6年	4月24日	諮問
令和6年	5月17日	審議
令和6年	6月21日	審議
令和6年	8月21日	審議
令和6年	9月27日	答申案審議